



# すこやか だより

編集・発行 西之表市健康保険課健康増進係 保健センターすこやか  
電話 0997-24-3233 (平日のみ)



## 『特定健診・がん検診』のお知らせ

4月「女性がん(子宮頸がん・乳がん)」を皮切りに、集団による各種がん検診等が始まっています。下記の検診についてはこの先実施しますので、ぜひ受診してください。

なお、2月に実施しました「令和6年度がん検診等希望調査」に基づき、受診票等を各種がん検診ごとに検診希望者あてに送付することとしております。調査票提出時に希望されなかった方、また、提出しなかった方でも受診することは可能です。ただし、検診実施時期や内容によっては不可の検診項目もありますので、くわしくは、保健センターすこやかまでお問い合わせください。

日にち	実施場所	検診内容	実施機関
5/20(月)~5/27(月)	各地域を巡回	肺がん※	県民総合保健センター
6/24(月)~6/28(金)		結核※	
7/1(月)~7/4(木)			
㊦6/1(土)~6/5(水)	すこやか	大腸がん・胃がん・前立腺がん・骨粗鬆症・肝炎ウイルス・腹部超音波 「特定健診」と同時実施	厚生連健康管理センター
㊧7/18(木)~7/21(日)			県民総合保健センター
9/19(木)~9/20(金)		乳がん	県民総合保健センター
11/15(金)~11/16(土)		大腸がん・前立腺がん・骨粗鬆症・肝炎ウイルス・腹部超音波 「特定健診」と同時実施	厚生連健康管理センター

㊦については榕城校区以外を㊧については榕城校区を対象に実施します。対象は令和6年度中に40歳以上になる方です。「特定健診」と同日受診ができます。

※「肺がん検診・結核検診」・・・市内各集落等巡回して実施します。

結核検診の対象は令和6年度中に65歳以上になる方です。肺がん検診を受診する方は結核検診も含まれていますので、結核検診を受診する必要はありません。

## 『がん患者ウィッグ購入費助成』について

がん患者の方の経済的・精神的負担の軽減を図り、治療と就労等の両立を支援することを目的に購入費用の一部を助成します。(くわしい内容をHPで掲載しています。)

【対象者】西之表市に住所がある方。がん患者で、がん治療による脱毛に対応するためのウィッグを必要とする者。

【対象経費】令和6年4月1日以降に購入したウィッグ等購入費。ただし購入に要する交通費、送料、付属品等一部対象外があります。

【助成金額】対象経費と2万円のいずれか少ない方の額。

【助成回数】対象者1人につきウィッグ1台とし、1回限りとなります。

お問い合わせ先

西之表市保健センター(西之表市健康保険課健康増進係)

電話 0997-24-3233 FAX 0997-24-3234

## 令和6年度以降の『新型コロナウイルス感染症』について

令和5年5月8日の5類感染症に移行後、移行期間中の措置として行われてきた支援体制について、令和6年3月末で終了し、令和6年4月1日からは季節性インフルエンザと同様に、通常の医療提供体制での対応となります。

外来・入院体制	外来対応医療機関の指定及び新型コロナに対応する病床確保は令和6年3月末で終了し、4月からは広く一般の医療機関による対応になります。
受診・相談	保健所内に設置されていた「受診・相談センター」は令和6年3月末で終了し、4月からは発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医もしくは症状に応じた医療機関に電話相談のうえ受診してください。 なお、通常の感染症相談は保健所、副反応に関する相談は県(感染症対策課)・保健所または市の担当窓口で対応します。
自宅療養中の相談	療養中の相談は「コロナ・フォローアップセンター鹿児島」で対応していましたが、令和6年4月からはかかりつけ医もしくは受診した医療機関に相談のうえ必要に応じて受診してください。
医療費・治療薬	公費による支援は令和6年3月末で終了し、4月からは他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じて負担することになります。 なお、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定以上の自己負担が生じない取り扱いとなります。

## 『母子保健に関する事業』のお知らせ

令和6年4月から新たに『多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業』『低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業』など実施しています。

また、現在実施中の『産後ケア事業』は、これまで市内で利用できるサービスは、ショートステイ(短期入所)型・デイサービス(通所)型でしたが、令和6年度からアウトリーチ(訪問)型が利用できるようになりました。

くわしくは、保健センターすこやかまでお問い合わせください。

### ○多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業(申請不要)

多胎を妊娠している妊婦を対象に、5回分の妊婦健康診査受診票を追加で交付します。母子健康手帳交付時に追加の受診票をお渡しします。

### ○低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(申請必要)

低所得の妊婦の経済的負担を減らすこと等を目的に、初回の産科受診料の費用(産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用)の一部または全部を助成します。

### ○産後ケア事業(申請必要)

【利用できる方】西之表市内に住所のある**出産後1年未満**のお母さんと赤ちゃん

【産後ケアの内容】委託医療機関やご自宅でケアを受けられます。

からだサポート ・お母さんの体調管理・栄養指導・おっぱい相談 など

こころサポート ・育児相談・お母さんのこころの休養 など

育児サポート ・沐浴や授乳など具体的な育児手技の指導 など

